

○かほく市有料広告掲載要綱

平成26年3月28日

告示第28号

改正 平成31年3月29日告示第33号

(目的)

第1条 この告示は、かほく市（以下「市」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を有料で掲載することにより、市の新たな自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告 民間事業者等により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。

(2) 広告媒体 次に掲げる市の資産で、広告の掲載が可能なものをいう。

ア 印刷物

イ ホームページ

ウ ケーブルテレビネットワーク施設

エ 車両

オ その他広告を掲載することが可能な資産のうち市長が認めるもの

(広告掲載の範囲及び基準)

第3条 広告の掲載は、広告媒体である資産の用途又は目的を妨げず、かつ、市が実施する事務又は事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会的な問題についての主義主張に当たるもの

(6) 誇大又は虚偽であるもの

(7) 不当な比較又は誹謗中傷となるもの

(8) 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

(1 1) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの

(1 2) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載することができない広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、枠数、掲載料、作成方法、優先順位等は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法及び選定方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて、別に定めるものとする。

(広告に関する責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主又は広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）が負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置を講ずるものとし、これに伴い生じる経費は、広告主等が負担する。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 広告主等は、広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告媒体に掲載する広告が第3条に定める基準に違反することとなった場合

(2) 広告主等が広告の掲載料を指定する期日までに納入しなかった場合

(3) その他特に広告の掲載が適当でないと認められる場合

(審査委員会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、かほく市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第10条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育部長及び消

防長をもって充てる。

- 4 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査委員会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合等において、市長が必要と認めたときに委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査委員会の会議の議長となる。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めた場合は、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(かほく市ホームページ広告掲載取扱要領の廃止)
- 2 かほく市ホームページ広告掲載取扱要領(平成19年かほく市告示第132号)は、廃止する。
- 4 かほく市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年かほく市告示第131号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(かほく市ケーブルテレビネットワーク施設広告放送取扱要綱の一部改正)

- 6 かほく市ケーブルテレビネットワーク施設広告放送取扱要綱(平成20年かほく市告示第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成31年3月29日告示第33号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。